

＼自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します！

自転車乗車用ヘルメット 購入費補助金

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から
自転車を利用するすべての人に対して、
ヘルメットの着用が努力義務化されました。
交通事故から身を守るため、自転車乗車時には
ヘルメットを着用しましょう。



補助額は購入金額の**半額**[※]
(税込)

※上限2,000円、10円未満切り捨て
購入時のポイントや割引、送料等の諸経費は補助対象外

申請は**対象者1人につき1個限り**

過年度に申請済の
人は対象外

申請期限は**令和7年3月31日**

郵送の場合は
必着

対象者

- ① **安城市在住**の申請年度末時点で**18歳以下**の子ども
(年度内に19歳となる人は含みません。申請は保護者。)
- ② **安城市在住**の申請年度末時点で**65歳以上**の高齢者

補助対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した、安全認証を受けている新品
の自転車乗車用ヘルメット

裏面参照

お問合せ
申請先

安城市役所 市民安全課 市民安全係

〒446-8501 安城市桜町18番23号






TEL.0566-71-2219 窓口対応時間 8:30~17:15(月~金)※年末年始、祝日を除く

HPは
こちら



補助対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した、安全認証を受けている新品の自転車乗車用ヘルメットで安全認証(SGマーク等)を受けていることが分かるもの(下記参照)

マーク	名称	概要
	SG	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したマーク
	JCF	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したマーク
	CE (EN1078)	欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したマーク(EN1078規格に限る)
	GS	ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したマーク
	CPSC	米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したマーク

必要書類等

① 補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書

※申請書は「保護者申請用」と「65歳以上用」の2種類あります。

② 領収証

※申請者又はヘルメット着用者名(宛名のないものは不可)、ヘルメットの購入金額、購入日(インターネットの場合は注文日)、品名又は品番、購入店の記載があるもの

※インターネットで購入する場合は、必要項目が記載された領収証の発行が可能か事前に確認してください。

③ ヘルメットの安全認証(SGマーク等)を受けていることが分かるもの

※安全認証について確認できる取扱説明書や商品タグ、ヘルメット本体等

④ 補助金交付請求書 ※申請者名義の口座番号が必要です。

申請書等の様式①④につきましては、市役所本庁舎3階市民安全課窓口および市HPから入手できます。



申請の流れ

補助対象
ヘルメットの購入※1



必要書類等を安城市役所市民安全課
市民安全係(表面下参照)へ提出(郵送可)※2



補助金の交付

※1 購入する店舗に指定はありません。但し、必要事項の記載された領収証等が必要です。

※2 令和7年3月31日までに必ず申請してください。(郵送の場合は必着)

補助金の申請にあたり提出いただいた個人情報、この事業以外の目的で使用しません。